



おくやみハンドブック

八重瀬町

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

八重瀬町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

八重瀬町役場

事前準備について

八重瀬町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、八重瀬町役場へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険資格確認書など、後期高齢者医療資格確認書など
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書など
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

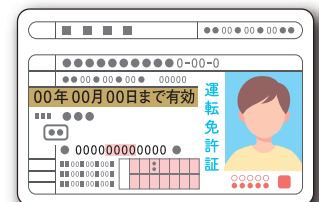
マイナンバーカード、運転免許証、
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）
パスポート、住民基本台帳カード、
在留カード、特別永住者証明書 など



- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書など、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (40 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の 検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (41 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

八重瀬町役場で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなられた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	議員年金を受給していた	P.15
税金	<input type="checkbox"/>	町税の納付が済んでいない	P.16
	<input type="checkbox"/>	町県民税が課税されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.18
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	軽二輪・小型二輪を所有していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を所有していた	

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト
各種手続き
町役場外の主な手続き
相続について
委任状
広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費の払い戻しが発生していた	
	<input type="checkbox"/>	要介護（要支援）認定申請を行っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	介護保険料（普通徴収）が発生していた	
福祉（障がい）	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費の助成を受けていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.27
<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた		
生活保護	<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していた	P.28
特別弔慰金	<input type="checkbox"/>	戦没者などの遺族に対する特別弔慰金を受給していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給資格者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	町立小中学校に通う、児童生徒の保護者になっていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	児童生徒が「就学援助」・「特別支援教育就学奨励費」を受けている	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	下水道を使用していた	
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.34
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が飼い犬の所有者だった	
	<input type="checkbox"/>	町営住宅に住んでいた	P.35
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認いただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	住民環境課 ☎ 098-998-2443

世帯主が亡くなられた

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
3人以上いる世帯の世帯主であった場合、世帯主変更の手続きが必要となります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人(世帯員の) 本人確認書類	住民環境課 ☎ 098-998-2443

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	住民環境課 ☎ 098-998-2443

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格喪失の届出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書など <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の限度額適用認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※世帯主様が亡くなられ、国民健康保険に加入するご家族様がいる場合は、加入者全員分の資格確認書などが必要です。	健康保険課 ☎ 098-998-2210

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、申請により葬祭を行った喪主の方に葬祭費（20,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った喪主の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できるもの（葬儀の見積書、請求書、会葬礼状など） <input type="checkbox"/> 喪主名義の預金通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 葬儀社発行の領収書（※喪主名（フルネーム）記載があるもの） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-998-2210

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
医療機関や薬局の窓口で支払った金額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。被保険者が支給申請手続きされる前に亡くなられたときは、相続人が支給申請できます。	高額療養費支給申請のお知らせが届いた日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳またはキャッシュカード（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 高額療養費支給申請のお知らせ（ハガキ）	健康保険課 ☎ 098-998-2210

手続き④ 送付先変更の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の国民健康保険に関する郵送物を生前の住所から送付先を変更します。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-998-2210

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。 ※役場に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書など <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-998-2210

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の口座が分かるもの <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことを証明する書類(火葬の領収書など)	健康保険課 ☎ 098-998-2210

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合に相続人へ支給します。	高額療養費支給該当はがきが届いた日の翌日から2年間
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳またはキャッシュカード(相続人のもの)	健康保険課 ☎ 098-998-2210

手続き④ 送付先変更の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の後期高齢者医療保険に関する郵送物を生前の住所から送付先を変更します。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-998-2210

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号などが分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、町役場へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号などが分かるもの ※確認後、必要な手続きや提出書類をご案内します。	住民環境課 ☎ 098-998-2443

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号などが分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、那覇年金事務所・ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号などが分かるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 那覇年金事務所 ☎ 098-855-1113

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号などの分かるものを準備の上、事前に各共済組合へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号などが分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 098-998-9840 JA 東風平支店 ☎ 098-998-2106 JA 具志頭支店 ☎ 098-998-3322

4. 税金に関する手続き

町税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	確認後速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 相続人であることの証明書類（戸籍謄本など）	税務課 収納班 ☎ 098-998-2700

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 ※担当課において、亡くなられたことが判明した場合は職権により停止します。	確認後速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 収納班 ☎ 098-998-2700

MEMO

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続開始を知った日から3ヶ月以内に相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約1ヶ月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることの証明書類（戸籍謄本など）</p>	<p>税務課 固定資産税班</p> <p>☎ 098-998-9593</p> <p>那覇地方支局</p> <p>☎ 098-854-7952</p>

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 住民税班 軽自動車税係 ☎ 098-998-9593

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 住民税班 軽自動車税係 ☎ 098-998-9593

軽二輪（125cc超250cc以下）・小型二輪（250cc超）を所有していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を名義変更する場合は、手続きをしてください。	—
	手続き可能な人 陸運事務所へお問い合わせ ください。
必要なもの	問い合わせ先
手続き書類などについては、陸運事務所へお問い合わせください。	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎ 050-5540-2091

軽自動車を所有していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を名義変更する場合は、手続きをしてください。	—
	手続き可能な人 軽自動車検査協会 沖縄事務所へお問い合わせ ください。
必要なもの	問い合わせ先
手続き書類などについては、軽自動車検査協会へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 沖縄事務所 ☎ 050-3816-3126

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 資格喪失届の提出、各種証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険資格喪失の届出が必要です。その際に介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 ※紛失などでお手元にない場合は不要です。	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

高額介護サービス費の払い戻しが発生していた

手続き 高額介護サービス費の振込口座変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費における一部費用の払い戻しを受けていた場合、今後払い戻しを受ける方の口座へ変更手続きを行います。代理で受け取る方は、ご家族やご親族であればどなたでも指定することができます。	なし
	手続き可能な人 ご親族(代理で受け取る方)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 代理で受け取る方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 代理で受け取る方の印鑑	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

MEMO

.....

.....

.....

.....

要介護（要支援）認定申請を行っていた

手続き 要介護（要支援）認定申請の取下げ

手続き詳細	期 限
要介護等認定申請された方で、その後認定結果を待たずして亡くなった場合は、申請取下げの手続きを行います。ただし介護認定の期間、介護サービスの利用状況などによっては手続き不要となる場合がございます。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ※原則窓口にて回収しておりますが、紛失などでお手元にない場合は不要です。	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

介護保険料（普通徴収）が発生していた

手続き 相続人による請求書兼口座振り込み依頼書の提出（送付先変更の手続き）

手続き詳細	期 限
後日、沖縄県介護保険広域連合より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。同封の返信用封筒にて返送・手続きをお願いします。 ※亡くなられた方が独居または施設に入居していたなど郵便物が返戻されるおそれのある場合、社会福祉課にて送付先変更の手続きが必要です。	還付請求ができる期間が限られてますので、お早めに手続きくださいますようお願いいたします。
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 ※成年後見人が請求者となる場合のみ	沖縄県介護保険広域連合 会計課 ☎ 098-911-7503

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者、親族
必要なもの	問い合わせ先
	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族 ※未払い請求ができる方は、同一世帯員のみとなります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合、下記①～③の書類 ① 相続人の振込口座の分かるもの ② 受給者の死亡年月日が分かるもの（戸籍謄本または抄本、死亡診断書など） ③ 未払い請求する相続人の住民票	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族 ※未払い請求ができる方は、同一世帯員のみとなります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合、下記①～③の書類 ①相続人の振込口座の分かるもの ②受給者の死亡年月日が分かるもの（戸籍謄本または抄本、死亡診断書など） ③未払い請求する相続人の住民票	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証	社会福祉課
<input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書	☎ 098-998-9598
<input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
通所している児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、通所受給者証を返却または破棄してください。また、通所している児童の保護者が亡くなられた場合、通所受給者証の保護者変更手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課
	☎ 098-998-9598

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、障害福祉サービス受給者証を返却または破棄してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
地域生活支援サービスを受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、地域生活支援サービス受給者証を返却または破棄してください。また、地域生活支援サービスを受給している児童の保護者が亡くなられた場合、地域生活支援サービス受給者証の保護者変更手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト
各種手続き
町役場外の主な手続き
相続について
委任状
広告掲載事業者

7. 生活保護に関する手続き

生活保護を受給していた

手続き 生活保護受給者死亡に関する手続き（南部福祉事務所）

手続き詳細	期 限
生活保護を受けていた方が亡くなられた場合は南部福祉事務所での手続きが必要です。詳細は南部福祉事務所へお問い合わせください。	南部福祉事務所へご確認ください。
必要なもの	手続き可能な人
南部福祉事務所へご確認ください。	南部福祉事務所へご確認ください。
	問い合わせ先
	沖縄県南部福祉事務所 ☎ 098-889-7150

8. 特別弔慰金に関する手続き

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金を受給していた

手続き 特別弔慰金国債の記名変更

手続き詳細	期 限
受取人の死亡に伴う相続の開始または氏名変更の理由で、国債の記名変更をする場合は、受取人の死亡が確認できる除籍抄本など、受取人と相続人の関係が証明できる戸籍謄本などを住民環境課で取得お願いします。手続きは請求先として登録された郵便局で行ってください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 除籍抄本 など（受取人の死亡が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 など（受取人と相続人の関係が証明できるもの） <input type="checkbox"/> 特別弔慰金国庫債券（国から発行されたもの） <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑（認印も可）	相続人
	問い合わせ先
	社会福祉課 ☎ 098-998-9598

9. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き

対象児童を監護する方の認定請求書の提出
(未払い分がある場合は未支払児童手当等請求書の提出)

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書など <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

【児童が亡くなられた場合】

手続き

児童手当受給事由消滅届 (または額改定届) の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当受給対象の児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	児童の保護者
	問い合わせ先
	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童（第1子）の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

子ども医療費助成受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

MEMO

9. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費助成受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	児童家庭課 ☎ 098-998-7163

MEMO

町立小中学校に通う、児童生徒の保護者になっていた

手続き 保護者の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、町立小中学校に通う児童生徒の保護者だった場合、保護者の変更が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	新たに保護者になる方、もしくは代理の方
	問い合わせ先
	学校教育課 ☎ 098-998-7571

児童生徒が「就学援助」・「特別支援教育就学奨励費」を受けている

手続き 保護者・振込先口座の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が保護者または振込先口座名義人だった場合、変更手続きが必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 新しい口座を指定する場合：通帳またはキャッシュカード	新たに保護者になる方、もしくは代理の方
	問い合わせ先
	学校教育課 ☎ 098-998-7571

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

上水道を使用していた

手続き 名義変更または休止・廃止手続きなど、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
上水道に関するお問い合わせについては南部水道企業団へお願いします。	南部水道企業団 経営課 八重瀬町字東風平 1473 番地 2 ☎ 098-998-2151

下水道を使用していた

手続き 名義変更または休止・廃止手続きなど、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または休止・廃止手続きなどが必要となります。 また、井戸水を使用しており、下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合も、世帯人数の変更手続きなどが必要です。 【対象地域】 ①雄樋川地区（新城地区・後原地区・富盛地区及び具志頭地区の一部） ②港川地区（港川地区・長毛地区・具志頭地区の一部）	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 排水設備使用（休止・廃止）届《様式第6号》 <input type="checkbox"/> 排水設備（使用者・所有者）変更届《様式第7号》	土木建設課 庶務班 ☎ 098-998-1123

11. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 東部・島尻環境美化センターへの自己搬入

手続き詳細	期 限
両美化センターへの大量ごみの搬入については、住民環境課にて申請を行い、搬入の許可を受ける必要があります。その際にごみの発生場所が町内であることの確認や搬入する際の車両の車種やナンバーを記載していただく必要がございます。 ※搬入期間は最大1週間となっております。 ※美化センターでは処分ができないものもございますので役場窓口にて確認をお願いします。	持込日から最大1週間の 期限付
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方 ※業者に委託している場合は対象となりません
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 申請者が町外の場合は身分証明書などの確認をする場合がございます。	住民環境課 ☎ 098-998-8203 東部環境美化センター ☎ 098-946-3014 島尻環境美化センター ☎ 098-948-7070

亡くなられた方が飼い犬の所有者だった

手続き 登録事項変更などの届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼い犬の所有者だった場合、新たに飼う方は登録事項変更などの届出が必要です。※新たに飼う方が町外で飼う場合は、新たな所在地である自治体で手続きをする必要があります。	30日以内
	手続き可能な人
	新たに飼い犬の所有者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札	住民環境課 ☎ 098-998-8203

11. その他の手続き

町営住宅に住んでいた

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
・亡くなられた方が世帯主の場合、世帯主変更（要件有）または退去の手続きなど ・同居者が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続き	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 町営住宅入居者名義変更申請書（様式第 13 号）※世帯主の変更 <input type="checkbox"/> 町営住宅同居者異動届（様式第 12 号）※世帯人数の変更	土木建設課 庶務班 ☎ 098-998-2623

農地を所有していた

手続き 農地の所有者変更に係る手続き

手続き詳細	期 限
土地所有者が亡くなられた後に、相続人へ相続した場合には、農地法3条の届出が必要となります。	概ね 10 ヶ月以内
	手続き可能な人 相続を受けた所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 所有していた農地の相続後に、所有者が変更となった土地登記簿が必要となります。 <input type="checkbox"/> 3 条届出書	農業委員会事務局 ☎ 098-998-9840

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

チエツクリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 亡くなられた方の年金証書または年金手帳や基礎年金番号通知書 住民票の除票※、死亡診断書の写し 請求者の所得証明書※、世帯全員の住民票※、戸籍謄本（亡くなられた方との間柄が分かるもの）、普通預金通帳</p> <p>【手続き先】 最寄りの年金事務所（那覇年金事務所） ☎ 098-855-1113（自動音声①→②）</p> <p>（※）については、マイナンバーを記入することで添付省略が可能です。他個別に必要な書類があるので、詳しくは最寄りの年金事務所へご確認ください。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 那覇税務署 ☎ 098-867-3101
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う町役場外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	糸満警察署 ☎ 098-995-0110 沖縄警察運転免許センター ☎ 098-851-1000
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター(保健 所)へお問い合わせくだ さい。	沖縄県南部保健所 ☎ 098-889-6945
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 那覇税務署 ☎ 098-867-3101
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	那覇地方法務局 ☎ 098-854-7950
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、町役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、町役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

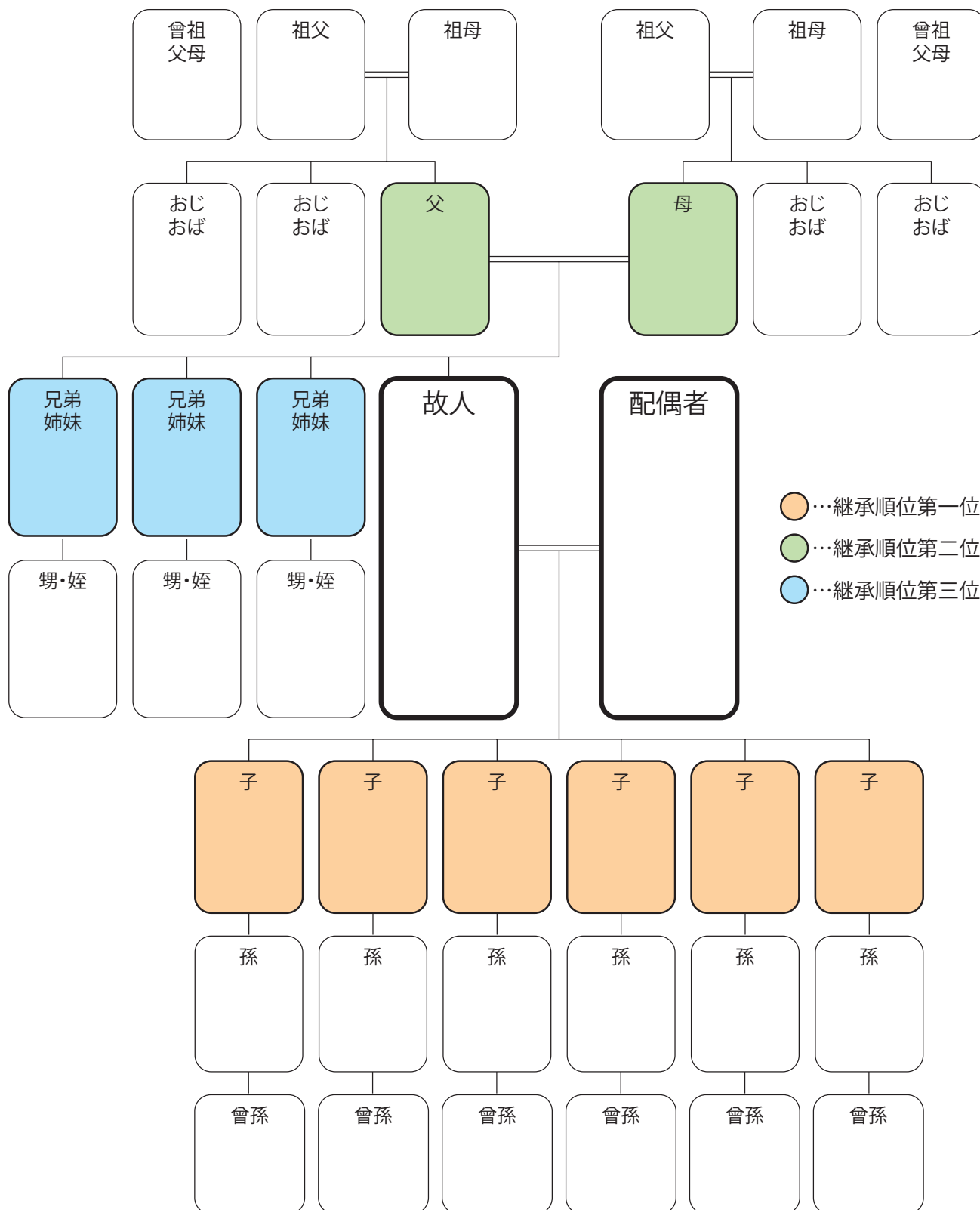
MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト
各種手続き
町役場外の主な手続き
相続について
委任状
広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

那覇地方法務局 本局

〒900-8544 那覇市樋川1丁目15番15号

☎098-854-7950（代表）



◀ 那覇地方法務局 HP

あなたの手続きを応援します！

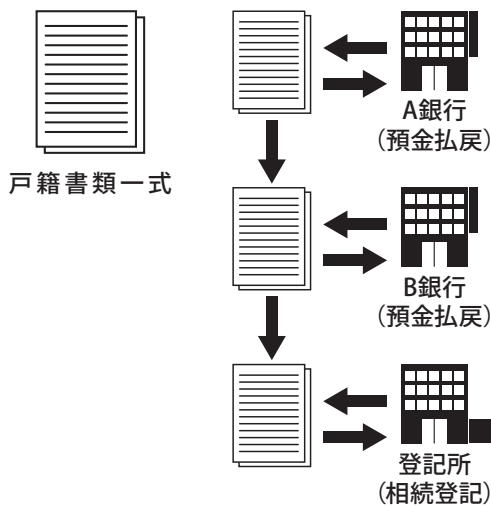
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

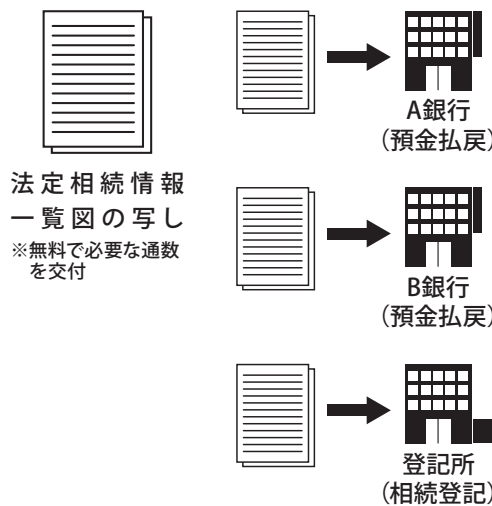
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

★★★★★ 必ずご確認ください ★★★★★

下記を確認し、委任状の記載をする際は、委任状にある確認のチェック☑をしてください。

※チェックが付いていない場合も委任者（頼む方）が確認しているものとして対応します。

代筆者…代理人（窓口に来る方）以外の方で、
委任者が字が書けない理由で、委任者の意思で代筆をお願いされた方
委任者…証明書の受領や手続きを頼む方
代理人…委任者の代わりに窓口に来る方

【注意事項】

- ・必ず委任者（頼む方）がすべて記入してください。 ※ボールペンで記入してください。
※委任する方以外の記入が疑われる場合は、手続きをお断り致します。
※記入もれや内容に不備がある場合は、お手続きをお断りすることがあります。
- ・委任者（頼む方）がケガや高齢 などの理由で字を書くことができない場合は、
代理人（窓口に来る方）以外の方が委任者の意思と代筆の了解を得た上ですべて記入してください。
必ず委任者（頼む方）の拇印^{ぼいん}をお願いします。
- ・代理人（窓口に来る方）は本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）をご持参ください。

※偽りその他不正な手段で証明書の交付を受けると30万円以下の罰金に処せられます。

※住民異動で虚偽の届出をした者、届出を怠った者は5万円以下の過料が処せられることがあります。

【委任状記載注意事項】

◎証明書の取得を委任する場合

- ・どなたの証明書が必要か氏名、生年月日を記入してください。
- ・必要な内容があれば記入してください。例）出生から死亡まで連続した戸籍、旧姓の確認ができる住民票 など
- ・必要な証明書の□に✓を入れ、必要な枚数を記入してください。

（戸籍関係）

- ・本籍及び筆頭者は必ず記入してください。

（住民票関係）

- ・住民票に記載が必要な事項（本籍・筆頭者や世帯主・続柄など）がある方は番号に○を付けて下さい。
- ・マイナンバー入りの住民票の請求は使用目的、提出先の記載が必要です。
- ・マイナンバー入りの住民票は代理人（窓口に来る方）にお渡しできません。
委任者（頼む方）本人の住所登録地へ郵送しますので、返信用封筒と切手をご準備ください。

◎住民異動届を委任する場合

- ・施設等へ住所異動する方は入所日がわかる書類（原本）を必ずお持ちください。
- ・（転入・転居）新築物件へ異動する方は、別途書類が必要な場合があります。事前に問合せください。
- ・新住所及び異動日（住み始めた日）は必ず記載してください。
- ・異動先に住民登録している方がいる場合は、世帯主名及びその方との関係を記載してください。
※同一世帯で住所登録する場合、世帯主からの承諾書が必要な場合があります。（同居人など）

問合せ 八重瀬町役場 住民環境課 TEL 098-998-2443

委任状

裏面の注意事項を確認しました。


代筆者 (委任者の代わりに記入する方)	氏名	東風平 花子	
	委任者との関係	例) 施設職員 など 施設職員	
	代筆の理由	(委任者) 八重瀬太郎 が (理由) 手のケガ で字が書けないため	
※代理人(窓口に来る方)以外の代筆者がすべて記入してください。 ※委任者の意思と代筆の了承を得た証明として、必ず委任者の拇印をお願いします。			

令和〇〇年〇月〇日

委任者 (頼む方)	住所:	八重瀬町字東風平1188番地		
	氏名:	八重瀬太郎	生年月日	〇〇年〇月〇日
	電話番号:	000-0000-0000		
※日中電話が取れる番号を記入してください				

下記の者を代理人と定め、下記の証明書の受領及び手続きに関することを委任します。

代理人 (窓口に来る方)	住所:	八重瀬町字具志頭659番地		
	氏名:	具志頭 次郎		

委任内容 ※委任する内容に記入や✓をして下さい

どなたの証明書が必要ですか	氏名:	八重瀬太郎	生年月日	〇〇年〇月〇日	
必要な内容があれば記入してください	例) 出生から死亡まで連続した戸籍、旧姓の確認ができる住民票 など				
証明書	戸籍関係	本籍	沖縄県島尻郡八重瀬町字 東風平1188番地		
		筆頭者	八重瀬太郎		
		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明)	1 通	<input type="checkbox"/> 附票(全部・一部)	通
		<input type="checkbox"/> 戸籍抄本(個人事項証明)	通	<input type="checkbox"/> 身分証明書	通
		<input type="checkbox"/> 除籍(全部・一部)	通	<input type="checkbox"/> その他	
	住民票関係	<input type="checkbox"/> 昭和・平成改製原(全部・一部)	通	【 】 通	
		<input type="checkbox"/> 住民票謄本(世帯全員)	通	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書	通
		<input type="checkbox"/> 住民票抄本(世帯一部)	1 通	<input type="checkbox"/> その他(閲覧・行政証明書)	通
		<input type="checkbox"/> 除票・改製原	通		
		※住民票に記載が必要な事項に○を付けて下さい 1 本籍・筆頭者 2 世帯主・続柄 ③マイナンバー(個人番号)		使用目的: 健康保険加入	
※3 マイナンバー入りは使用目的・提出先の記入が必要です		提出先: 就職先			

住民異動届	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他()			
	※施設等への異動の方は、入所日がわかるもの(原本)を持参してください ※(転入・転居)新築物件に異動する方は、別途書類が必要な場合がありますので、事前に問合せください			
	新住所	八重瀬町字東風平〇〇番地 <input type="checkbox"/> アパート101号		
	異動日(住み始めた日)	令和6年 10月 1日		
	※異動先に住民登録している方がいる場合は、世帯主名と関係を記入し、世帯についてどちらかに☑を入れてください。 世帯主氏名【 八重瀬 一郎 】・関係【 父 】			
<input type="checkbox"/> 生計同一のため、同世帯で住所登録(※世帯主からの承諾書が必要な場合があります)				
<input type="checkbox"/> 生計が別のため、別世帯で住所登録				

故人のご冥福を心よりお祈りいたします



相続不動産のお悩みは私たちてるまさリースにご相談ください。直接買取、リースバックも可能です。地域につくす、地元の不動産会社へお任せください。

このようなお悩みはございませんか？

- ✓ 相続の手続きについて知りたい
- ✓ 急な相続で時間が足りない
- ✓ 相続費用を捻出したい
- ✓ 不動産の処分に困っている
- ✓ 相続した不動産を管理できない
- ✓ 売却したいけど仏壇があるのですぐに手放せない

査定
無料

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

訳あり
物件
相談可

軍用地
対応可



お家を売却した後も遺品を整理する期間がほしいなど、ご事情に合わせてリースバックも可能です。

 **てるまさリース** TEL **098-943-4355**

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城(オオシロ)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号 Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで
ご相談はコチラ



相続登記に関する手続きは 司法書士ひやね事務所にお任せください

将来の相続について、ご不安なことはありませんか？
相続による土地建物の名義変更に関する手続き代理のほか、
生前の「想い」を残しておきたい方のために遺言書の作成サポートいたします。

相続に伴う
土地建物・マンション
不動産全般の名義変更

遺産分割協議書の作成
故人の戸籍除籍謄本等
一式の代行取得

面倒な相続手続きをお引き受けいたします。



相続放棄について
相談したい

自宅不動産について
生前贈与を検討したい

皆様のお悩みを解消し、
「相談してよかった」と言っていただけよう、全力で対応させていただきます

司法書士ひやね事務所

〒901-0405 沖縄県島尻郡八重瀬町伊覇33番地

TEL 098-998-5322

受付時間：
平日9:00～17:30

事前にご連絡があれば、
土日時間外の相談も可能です

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし 子どもがいない 頼れる身内がない 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

[受付時間]
9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、
何も手をつ
けられていない



家族がもめない
きちんとした
遺言書を書きたい…



山林や別荘、実家…
売れない、貸せない
不動産をどうにかしたい



安心して
親を任せられる
介護施設が
見つからない…



そのお悩み、 オンラインで ワンストップ解決！

実家のお墓を
墓じまいしたい…



相談は
無料

最適な
専門家を
紹介



何度でも
相談OK

スマホで
相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家が、あなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。



親のこと 私のこと
シニアと家族の相談室

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ5階

「シニアと家族の相談室」の運営は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！



診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの
質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の
人数は
わかりますか？

- ☑ 該当する
相続財産を
お選びください

- ☑ 相続税の申告は
必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方に
おすすめ！



- 相続手続きが
初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶ 相続手続き 無料1分診断はこちらから！

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断 🔍



診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎ 0120-992-467

受付時間

平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

チェックリスト

各種相続

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 八重瀬町役場
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年10月

